

議案第67号 小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

〈改正の趣旨〉

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機での税証明書の交付を開始するに当たり、その場合の手数料を、窓口交付の場合よりも低い300円とする規定を設けるもの。

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 租税公課に関する証明手数料 1件につき 350円_____</p> <p>_____</p> <p>(28)～(34) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p>(27) 租税公課に関する証明手数料 1件につき 350円(多機能 端末機により交付する場合にあっては、300円)</p> <p>(28)～(34) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>追加</p>